

令和 8 年度綾部市予算編成方針

第 1 はじめに

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、経済は緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには注意する必要があるとしており、米国の関税措置への対応や当面の物価高騰への対応を始め、経済財政運営に万全を期し、引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていくとしています。

「賃上げ投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとともに、地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員するとしています。

1 財政状況

令和 6 年度決算において、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は 34.0%、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合は 66.0%で、依然として、経済の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。

また、財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、4.2 ポイント上昇し 95.9%（過去最大）、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率は、7.8 ポイント改善し 87.9%となりました。将来負担比率は改善しましたが、今後も経常経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意が必要となります。

令和 6 年度は、第 6 次綾部市総合計画の 4 年目の年として、さらなる計画の推進に努めるとともに、能登半島地震等の災害を教訓とした減災対策や子どもや家庭への包括的な支援体制づくり等にも取り組みました。地方創生臨時交付金や各種基金からの繰入金など、あらゆる財源を活用したものの、財政調整基金（貯金）を平成 29 年以来 7 年ぶりに取り崩すこととなりました。財政調整基金は、予算編成時の財源調整のほか、毎年台風や豪雨等による大規模災害の発生や大幅な税収減などの不測の事態への備えとして、一定の額を確保しておくことが必要であり、今後基金の取崩しを抑制していかなければなりません。

2 今後の財政見通し

歳入面においては、納税者数の減等による市税収入の減が避けられない中、地方交付税や地方消費税交付金等は、市税収入や景気、国の施策等と連動することから、今後の動向は不透明であり、一般財源を確保することが非常に厳しい状況にあります。

一方、歳出面では、少子高齢化に伴う扶助費や医療・介護などの社会保障分野への繰出金が引き続き増加する見込みであるほか、防災・減災対策やデジタル化を推進するための経費なども増加する見込みです。

さらに、近年実施した大規模事業のため発行した市債の償還に伴う公債費の増加や公共施設の老朽化対策に係る投資的経費の増加、人事院勧告による給与等の引上げによる人件費や物価高騰等に伴う委託料の増加など様々な財政需要が見込まれます。

第2 基本方針

(1) 予算の編成

令和8年度の予算編成は、市長選挙が行われるため、当初予算は、経常的経費等を基本に、骨格予算として編成することとします。

なお、政策的経費は、原則、補正予算で計上を予定していますが、ア・イに係る事業については、当初予算に計上するものとします。

ア 継続費や債務負担行為等の予算措置を行うなど、従前から途切れることなく実施しなければならない事業

イ 国の補正予算、法令等に基づき、令和8年度当初から実施しなければならない事業

(2) 働き方改革推進計画の取組

働き方改革推進計画の取組を一層推進し、業務の効率化、省力化を図ることにより、時間外勤務など、人件費の縮減を図ります。

(3) 健全な行財政運営の推進

公共施設マネジメントの推進、公有財産の処分など、行財政健全化の取組を進めます。

団体事業補助金については、対象とする事業内容や財務状況などを十分に考慮した上で、予算計上を検討します。

(4) 徹底した経費の見直し

(ゼロベースからの見直し)

慣習・慣例による予算要求とせず、これまでの取組を検証し、特に同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している場合は、事業内容の見直しや終期設定を検討します。

(見直しの好機)

国・府からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、経過等にとらわれることなく廃止・縮小、手法変更を行います。

国・府からの財源減少分を市費で肩代わりすることはありません。事業を見直すか、あらゆる機会を通じて要望活動等を行い必要な財源確保に努めます。

(単独施策の見直し)

単独施策は、国や府の考えではなく、本市が独自に必要としてきた事業です。真に独自で実施すべきかどうか再検討します。

(5) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業や既存事業の拡充に当たっては、市民ニーズの把握、役割分担の明確化などについて、十分に調整を行い、新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存事業の縮小・廃止（スクラップ）により創出することとします。

(6) 徹底した財源確保

各種歳入についての徴収状況の点検、目標の設定等、滞納整理の取組を通じて、財源確保に努めます。

また、導入が可能な国及び府補助等については、制度改正の動向等も勘案した上で、積極的に取り組むとともに、見込んだ財源については全力で確保することとします。

予算上、特定財源の充当が予定されているにもかかわらず、その確保が見込めなくなった事業については、原則として執行を停止します。

(7) 実勢を踏まえた適切な価格転嫁

予算要求に当たっては、経済・物価動向等を適切に反映し、実勢を踏まえた適切な労務単価や資材価格を考慮した積算とすることとします。